

くにとみ「働く若者定住促進プロジェクト」

結婚新生活支援補助金

～最大30万円補助～

結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用の一部を補助します。

国富町では、国の地域少子化対策重点推進交付金、地方創生推進交付金を活用し、若い世代の結婚や妊娠・出産についての希望を実現できる社会をつくることを基本的な目標に、次のような取り組みを行います。

- ① 結婚に伴う経済的負担の軽減
- ② 結婚希望者への出会いの機会の提供
- ③ 結婚希望者を支援する社会的機運の醸成

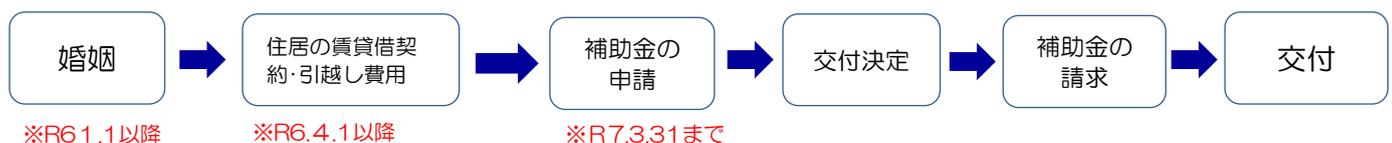
補助対象世帯

- ・令和6年1月1日～令和7年3月31日に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ・婚姻日現在において、夫婦ともに年齢が39歳以下であること
※国の補助対象要件に準ずる。
- ・夫婦の合算所得額が500万円未満であること（貸与型奨学金の返済を行っている場合は、その年間返済額を控除した額）
※国の補助対象要件に準ずる。

補助内容

- ・令和6年4月1日～令和7年3月31日に補助対象世帯が支払った次の費用の全額（但し、上限30万円）
- ・住居費用・・・結婚を機に賃借した住居の敷金、礼金、仲介手数料
- ・引越費用・・・婚姻後の同居による引越をした際に、引越・運送業者へ支払った費用

結婚新生活支援補助金の手続き



申請受付期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

問い合わせ先：国富町 福祉課 児童福祉係 【 ☎ 0985-75-9403（直通） 】

【受給資格】

項 目	内 容
(1) 婚姻届出日・年齢	令和6年1月1日以降に婚姻届を提出し、 婚姻日において39歳以下の夫婦 で婚姻届を受理され6か月以内であること（初婚・再婚可） （※国の補助対象要件に準ずる。）
(2) 住民登録	国富町の住民基本台帳に登録し、定住の意思のある世帯であること
(3) 所得	世帯の所得 （前年中の夫婦の合算額。所得から奨学金等の返済額控除可）を 合算した額が500万円未満 であること （※国の補助対象要件に準ずる。）
(4) 住宅要件	対象となる住居が国富町内にあること
(5) その他	○市町村民税を滞納していないこと ○世帯を構成する者が、暴力団員でないこと。また、暴力団や暴力団員と密接な関係を有していないこと

【補助金の内容】

項 目	内 容
(1) 補助対象経費及び金額	下記の①+②の金額（1世帯あたり上限30万円） ①結婚を機に新たに住宅を賃借した際の費用（敷金、礼金、仲介手数料） ※勤務先から転居費手当等が支給されている場合は、手当相当額を除きます。 ②町内の住居への引越費用は、引越業者を通したものに限ります。
(2) 申請受付期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
(3) 補助金の算出例	<p>【例】家族構成 夫婦総所得350万円 R6.4.2 に婚姻届を提出、受理され、町内の賃貸物件に引越した場合</p> <p>①結婚を機に新たに住宅を賃借した際の費用 敷金92,000円 礼金21,000円 仲介手数料50,600円（支払済み） ※勤務先から上記項目の住宅手当等が支給されていない場合の例 92,000円 + 21,000円 + 50,600円 = 163,600円</p> <p>②町内の住居への引越費用 引越しの経費 55,000円（引越業者へ支払済み）</p> <p>① + ② = 218,600円（千円未満の端数は切捨て） この場合、補助金額は、218,000円となります。</p>